

政策推進部 新型コロナウイルス感染症対策室

第1 監査の概要

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査の対象
 - 監査対象部局 政策推進部新型コロナウイルス感染症対策室
 - 対象年度 令和2年度
 - 監査対象事項 財務事務等
- 3 監査等の実施場所及び監査期間
 - 実施場所 四日市市役所 監査委員室
 - 監査期間 令和4年 1月31日

4 監査の主な実施内容

四日市市監査基準に基づき、監査対象部局への聞き取り調査や過去の監査結果を踏まえて、事務事業に内在するリスクを想定し、リスク発生の可能性や発現時の影響度の観点からリスク評価を行うとともに、財務事務や経営に係る事務の管理が法令等に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げているか、その組織及び運営の合理化に努めているかなどについて、関係帳簿・書類の抽出調査、実査及び監査資料に基づく関係職員への質問等の方法により監査を行った。

第2 監査対象の概要

政策推進部新型コロナウイルス感染症対策室の主な業務内容（令和3年2月1日現在）及び職員数（令和3年11月1日現在）は、次のとおりである。

【新型コロナウイルス感染症対策室】

政策推進部 職員2人 新型コロナウイルス感染症対策室 職員13人 再任用1人 会計年度任用2人	(1) 感染症対策に係る全庁的な施策の調整及び広報に関すること
	(2) 新型コロナウイルス感染症対策に係る給付に関すること
	(3) 室の庶務に関すること
	(4) 新型コロナウイルスワクチン接種に係る業務体制の整備及び関係機関との調整に関する事項
	(5) 新型コロナウイルスワクチン接種に係る医療機関等の取りまとめ及び場所の確保に関する事項
	(6) 新型コロナウイルスワクチン接種に係る周知・広報に関する事項
	(7) 新型コロナウイルスワクチン接種の通知及び接種券の発行に関する事項
	(8) 新型コロナウイルスワクチン分配数の記録及び接種の記録並びにワクチンの接種に係る進捗状況の把握に関する事項
	(9) 新型コロナウイルスワクチン接種に係る健康被害救済に関する事項
	(10) その他新型コロナウイルスワクチン接種に関し必要な事項

第3 監査の着眼点

1. 想定されるリスクからの着眼点

事務事業におけるリスクについて事前調査でのリスク評価や聞き取りにより設定した。

- (1) リスク評価チェックリストの検証
- (2) 職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ）
- (3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク
- (4) 給付金の振込先の入力に誤りがあるリスク
- (5) 業務の円滑な遂行が行われないリスク

2. 3E（経済性、効率性、有効性）・合規性等の視点からの着眼点

事務事業の合規性や正確性のみならず、経済性、効率性、有効性の視点等から設定した。

第4 監査結果

上記の着眼点に基づき監査を行った結果、次のとおり、内在するリスクや事務の一部に是正又は改善を要するものなどが見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意するとともに、その措置を講じるよう要望する。

なお、措置を講じたときは、遅滞なく報告されたい。

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

(1) リスク評価チェックリストの検証

リスク評価調査においては、全般的にリスクが高い評価となった。事前調査の結果、事務の一部で不適切な処理がなされていた。

リスク評価チェックリストの該当項目

（評点が4点以上又はリスクの発現が見られたもの：発現していた場合 ○）

チェック項目		想定されるリスク	評点	発現
所属の主要な事務事業	事業を行っているか	評価・見直しがなされず、効果のある事業が実施されないリスク	4/4	
	許認可、不利益処分に係る事務を行っているか	許認可等の事務が適切に行われないリスク	4/4	
支出事務	歳出予算の執行を行っているか	不適切な金額での支出、支出相手方の誤り、支払遅延など支出が適正に行われないリスク	3/6	○
	負担金、補助金又は交付金を支出しているか	補助金等が不適正に支出され、又は目的外に使用されるリスク	4/4	
契約事務	プロポーザルによる契約を締結しているか	事業者選定、金額決定等が適切に行われないリスク	4/4	
情報管理	個人情報扱	個人情報の漏えいや目的外使	4/4	

	ているか	用、データの改ざん、滅失等のリスク		
組織・人員	監査年度を含む過去2年以内に、組織変更、所管替え等があったか	分掌事務が十分に行われないリスク	4/4	
	在籍年数の短い職員が多いか	所属において業務に必要なスキル（知識、経験）が継承されず、業務の処理誤りや、不正行為の見落としが発生するリスク	4/4	
	多くの時間外勤務を行っているか	時間外勤務により、職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 業務量に対し職員数が不足することにより、業務が停滞するリスク	4/4	○

※評点（評点／リスク最大時評点）

（2）職員配置のリスク（人数不足、意思疎通疎外、不十分な引継ぎ）

- ◆令和2年度に新たに設置された所属であることから、職員数の不足は生じていないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- 設置された当初は職員が6名の体制であり、特別定額給付金申請受付の業務は日中、電話対応に追われ、時間外勤務に事務を行っていた状況である。新規採用職員等の応援体制により多少軽減されたものの土日も出勤体制を取っていたため、人数不足は否めない。

なお、令和3年度（令和3年11月1日現在）においては、状況に応じた増員が図られ、再任用職員、会計年度任用職員を含め、18名体制となった。また、新型コロナウイルスワクチン接種事業においては、兼務職員約80名により行うことで円滑な業務の遂行が図れている。

（3）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク

- ◆ワーク・ライフ・バランスを推進するため、業務の効率化や休暇取得の促進、時間外勤務の縮減等の職員の働き方の改善がなされているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

- × 時間外勤務対象職員5人に対して、4人が年間360時間を超える時間外勤務(*)を行っており、厚生労働省が定める過労死の労災認定基準(*)を上回る時間外勤務を行っている職員も見受けられた。職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図

るなどにより時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進める必要がある。

*1「四日市市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則」において、1年の時間外勤務の上限は、原則として360時間以内と規定されている。

*2 過労死の労災認定基準：発症前1か月間に概ね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月あたり概ね80時間を超える時間外労働を過重業務の評価の目安としている。

意見

職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスを充実するため、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化を図るなどにより時間外勤務の縮減を図り、働き方改革への取り組みを進めること。

また、厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準を上回る勤務状況が見受けられるため、早急にこれを解消すること。

(4) 給付金の振込先の入力に誤りがあるリスク

◆給付について、支給相手先への支払い誤りや認定誤りによる支給対象外者への支払いが生じていないか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

○ 支給相手先への振込には、通帳等のコピーを求め、口座誤りがないようにしたものの、申請書の文字やコピーが不鮮明であったことから振込できない場合があった。申請書と口座情報への入力に相違がないか、最大4人までチェックできる様式を作成し、複数人での確認を徹底したことから誤払いは生じていない。

(5) 業務の円滑な遂行が行われぬリスク

◆新たな業務を行っていくにあたり、関係機関との調整や事務において、円滑に進められているか。

リスク発現の可能性（○予防策あり、△可能性あり、×発現）

○ 当初、事務職員のみであり、医師会や国等関係機関との調整に課題が多かったが、令和3年度からは保健師も配置されノウハウも積み、ある程度円滑に進められるようになった。事務においても早い段階から作業を行っている。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果）

意見

① 内部事務管理について【合規性の視点】

内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職

員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。

② 新型コロナウイルスワクチン接種について【有効性の視点】

令和3年度から実施している新型コロナウイルスワクチンの接種に関し、限られたワクチンを無駄にしないよう管理をしっかりと行うとともに、金券である駐車券についても事故のないよう適切に保管すること。

③ 特別定額給付金のオンライン申請について【効率性の視点】

オンライン申請は全体の2.6%であったが、確認作業が紙での申請より時間がかかったとのことである。今後、本業務に限らず、オンライン申請が普及してくることが推察されるため、スムーズに対応できるようしっかりと検証し、庁内で情報共有を図ること。

④ 医師会との関係調整について【有効性の視点】

ワクチン接種に従事していただく医師やスタッフの確保、接種会場の選択に医師会との調整が必要であったとのことである。普段からのコミュニケーションが重要であることを十分認識の上、しっかりと情報共有しておくこと。

⑤ 接種会場の選定について【効率性の視点、住民福祉の向上の視点】

限られた時間の中で接種会場を選定するのは難しい面もあると考えられるが、様々なリスクを想定しつつ、市民の利便性を重視し、接種会場の選定をすること。

⑥ ワクチン接種事業について【効率性の視点】

接種事業が終了した際には、当室が経験し蓄積されたノウハウを他へ提供し、次への取り組みにつなげて施策に反映できるよう、しっかりと検証し、情報共有すること。